

# 経済建設委員会会議録

令和2年3月6日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 12:10

## 【 案 件 】

1. 議案第 3 号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 4 号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)
3. 議案第 9 号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
4. 議案第10号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
5. 議案第11号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
6. 議案第12号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
7. 議案第13号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
8. 議案第14号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
9. 議案第17号 令和2年度 飯塚市水道事業会計予算
10. 議案第18号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
11. 議案第19号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計予算
12. 議案第20号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計予算
13. 議案第24号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(農業委員等関係)
14. 議案第33号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例
15. 議案第34号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例
16. 議案第35号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
17. 議案第41号 権利の放棄(山倉外)
18. 議案第45号 市道路線の廃止
19. 議案第46号 市道路線の認定

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約について  
(公営競技事業所)
2. 新型コロナウイルス感染拡大を考慮した当面のオートレース開催について  
(公営競技事業所)
3. 企業誘致の取組状況について  
(産学振興課)
4. 令和元年度グローバル人材育成研修事業の延期及びサニーバール市中高生の来飯の中止について  
(国際政策課)
5. 工事請負変更契約について  
(土木建設課)
6. 「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」案について  
(総合政策課)

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開催いたします。

「議案第3号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○産学振興課長

「議案第3号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の25ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ393万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億699万2千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

29ページをお願いいたします。歳入につきましては、雑入といたしまして、目尾工業団地第2区画の不動産売買契約違約金393万7千円を計上するものでございます。

下段の歳出でございます。目尾工業団地管理費におきまして、目尾工業団地第2区画の建設の義務等違反による不動産売買契約書の解除に伴います土地の買い戻しのため、市有土地売却収入返還金3千936万7千円を追加計上させていただくものでございます。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第4号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」につきまして補足説明いたします。

補正予算資料の6ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、国の補正予算に伴い建設改良事業を実施するもので、事業費及びその財源について増額するものでございます。資本的収入につきましては、企業債及び国庫補助金で1億5960万円を増額し、総額を9億5199万5千円とし、また、資本的支出につきましては、施設整備費等で1億5963万5千円を増額し、総額を15億9479万2千円とするものでございます。

主な事業は、浸水対策事業の水江雨水ポンプ場新設工事に伴う家屋調査費、浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金でございます。

継続費につきましては、浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金総額14億1884万9千円に係る令和元年度から令和5年度までの年割額を、JRとの協議等に基づき変更するものでございます。

なお、全事業につきまして、地方公営企業法第26条第1項に基づき、翌年度へ繰り越す予定といたしております。

以上で、「議案第4号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第9号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」につきまして補足説明をいたします。

予算書の339ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千671万2千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

歳出からご説明いたします。344ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の1千607万8千円につきましては、貸付金の回収に係る職員給与費及び関係経費を計上しております。なお、24節、積立金につきましては、歳入歳出の財源調整並びに基金預金利子及び基金の運用に伴う積立金として493万2千円を計上いたしております。

次に345ページをお願いいたします。2款、公債費、1項、公債費の53万4千円は、市債償還の元金及び利子を計上いたしております。

次に歳入につきましてご説明いたします。少し戻っていただき、342ページをお願いいたします。1款、県支出金、1項、県補助金、1目、住宅新築資金等補助金の87万9千円は、市債の利子補給及び貸付金の償還事務に対する県補助金を計上いたしております。

2款、財産収入、1項、財産運用収入の493万2千円は、減債基金の預金利子及び運用収入を計上いたしております。

次に343ページをお願いいたします。5款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、住宅新築資金等貸付金元利収入の985万5千円は、国、県の住宅新築資金等貸付金の償還元金及び利子収入を計上いたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第10号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算資料の3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ175億2683万9千円とするものでございます。

令和2年度につきましては、本場開催は、SGレースを1節5日、特別GIレースを1節5日、GIレースを2節10日、GIIレースを1節5日、普通開催レース63日、ミッドナイトレース47日の合計135日間の開催予定で予算を編成しております。場外発売の延べ日数は330日の予定としております。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。

予算資料34ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、1款2項1目、事務費の本場開催経費20億7147万円は、前年と比較して3億5392万5千円増加しております。これは、主にミッドナイトレースの開催日数の増加及び民間ポータルサイトの売上げ増に伴う委託料の増加によるものでございます。事務費の場外発売関係経費8億513万7千円につきましては、場間場外の発売日数の減により前年と比較して1億1475万6千円の減、専用場外発売関係費1億8222万1千円につきましては、各発売所における直近の売上状況を見込み3480万円の減にて算出したものでございます。1款2項2目の包括的民間業務費11億3915万6千円は、前年と比較しまして、2億3407万8千円増加しております。これは、歳入から当該委託料を除く歳出を差し引いたもので算出しております。1款3項2目、施設改善費の施設改善事業費につきましては、機器の借上料、各所改修工事費及び今年度延期しました走路改修工事費を計上しております。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。1款1項1目、勝車投票券発売収入166億2748万円は、場外発売及びミッドナイトを含めた本場135日分の売り上げ見込みを計上いたしております。前年と比較しまして、11億6123万円増加しております。これは、ミッドナイトレースの開催日数の増加と直近の売上状況を見込んで算出したものでございます。2款1項1目、受託事業収入の場外発売業務負担金6億3301万8千円は、本場及び専用場外発売所における他場受託分の収入を計上しております。4款1項1目、小型自動車競走場施設改良基金繰入金1億8千万円につきましては、走路改修工事の財源として繰り入れるものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明をおわります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

場外発売が大分売り上げが減ったようですが、このたびレース場内の入場禁止で、本場があったと思うんですよ。その売り上げの益はどのような感じだったか、お答えください。

○公営競技事業所副所長

現在行っております無観客レースのことかと思いますが、本場発売、それから場間場外発売、専用場外発売所での発売というのをしております。いわゆるインターネットと電話投票だけでの発売ですが、おおむねですが6割ぐらい、通常の売り上げの6割ぐらいの状況になっております。

○平山委員

本当に大変だと思っております。今度3月18日からG1があると思うんですけど、それは入場できるんですか。

○公営競技事業所副所長

後ほどコロナウイルス対策の関係の報告もさせていただくところですが、現在のところ、特別G1レースは観客を入れるというところで進めているところでございます。

○平山委員

コロナウイルス対策で大変微妙なところだと思いますけど、本場開催の6割ぐらいの売り上げということですので、なるべく対策をしながらでも、前向きな方法で頑張ってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

専用場外発売所地元協力金というのがありますよね、255万円か。この分はやっぱり1%ですかね、売り上げの。

○公営競技事業所副所長

地元協力金につきましては、0.75%の率になっております。

○城丸委員

全ての場外売場そうということですかね、0.75%。

○公営競技事業所副所長

地元協力金につきましては、専用場外発売所の設置者とそれから所在の市町村と協議して決定するものでございますが、飯塚オートが管理施行しております専用場外発売所10カ所のうち、6カ所で飯塚市から地元協力金を支払うということになっております。

○城丸委員

それが全部0.75%ということですよ。それで八代は最近何か開場したということなんですけど、まだほかに何かいろいろやっていることはありますか。場外発売所で。

○公営競技事業所副所長

オートレースの専用場外発売所につきましては、競輪とのコラボという形で進めております。振興法人の所管がJKAでございまして、JKAのほうにそういった包括的にですけれども専用場外をふやしていきたいので、調整をしていただくようなところで進めていただいております。具体的にどこっていうところまでは今は行きついておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第11号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の371ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2461万7千円とするものでございます。その主な内容につきまして、事項別明細にて歳出からご説明をいたします。

376ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費の130万2千円は、企業局への事務委任負担金等でございます。2目、施設管理費の930万5千円は、施設の維持管理にかかる経費として計上しておりますが、主なものとしましては、光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥採取等委託料でございます。2款1項、公債費では、1301万円を市債償還金として計上しております。

次に歳入のご説明をいたします。戻りまして、374ページをお願いいたします。1款1項1目の農業集落排水事業分担金を1件分の17万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を478万4千円としております。3款1項1目の一般会計繰入金では、1966万1千円として、歳入歳出の収支バランスをとっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第12号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の381ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億4519万3千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、事項別明細にて、歳出からご説明をいたします。

387ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費の1369万6千円は、職員1名と再任用職員1名分の給与等でございます。2目、市場管理費の1337万8千円は、市場施設の維持管理にかかる経費として計上しておりますが、その主なものとしましては、維持補修費のほか、次の388ページに渡りませけれども、冷凍庫等点検委託料、清掃委託料、各所補修工事などがございます。1款2項1目の施設整備費22億8308万7千円は、新卸売市場整備に係る関係予算として、その主なものは、次の389ページに渡りませけれども、工事監理委託料、建設工事などがございます。2款1項公債費の3403万2千円は、市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。戻りまして385ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料は、令和元年度の決算見込みに従いまして、4901万7千円を計上しております。2款1項1目、市場事業費補助金は、新卸売市場建設工事の補助対象施設に対する「福岡県強い農業づくり交付金」9億3424万9千円を計上しております。3款1項1目、一般会計繰入金では1921万7千円を計上して収支バランスをとっております。次の386ページをお願いします。6款1項1目の市場事業債の13億4270万円は、施設整備の財源として地方債を計上するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第13号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして補足説明いたします。

予算書の399ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入

歳出それぞれ3千654万1千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

歳出からご説明いたします。403ページをお願いいたします。1款、駐車場事業費、1項、駐車場事業費、1目、一般管理費の460万円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。2目、駐車場管理費の2千619万1千円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場の駐車場管理に伴う関係経費を計上いたしております。なお、12節、委託料につきましては、平成28年度から5年間、公益社団法人飯塚シルバー人材センターを指定管理者として委託契約を締結しておりますので、その年間委託料として2千528万円を計上いたしております。次に404ページを、お願いいたします。2款、公債費、1項、公債費の475万円は、市債償還の元金と利子を計上いたしたものでございます。

次に歳入につきましてご説明いたします。少し戻っていただきまして、402ページをお願いいたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、駐車場使用料の2千644万1千円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場等の使用料を計上いたしており、2款、繰入金、1項、一般会計繰入金の922万8千円は、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第14号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきまして補足説明をいたします。

予算書413ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1千36万1千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

歳出からご説明させていただきます。417ページをお願いいたします。第1款、第1項、工業用地造成事業費として鯉田工業団地の管理費339万6千円を計上いたしております。第2款、第1項、予備費につきましては1億696万5千円を計上しております。下段の公債費につきましては、鯉田工業団地造成に係る借入金となりますが、本年9月補正におきまして予算計上をさせていただき、繰上償還を終えているところでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。416ページをお願いいたします。第1款第1項、財産運用収入につきましては、九電柱の貸付料1万1千円及び鯉田工業団地第2区画に立地しております「株式会社タイセイプラス」との使用貸借特約付分譲制度による土地売買契約を行っておりますことから、その貸付料として50万3千円、合計51万4千円を計上しております。第2款第1項、繰越金につきましては、令和元年度からの本会計における繰越金見込額を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第14号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 令和2年度 飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第17号 令和2年度 飯塚市水道事業会計予算」について補足説明いたします。

当初予算資料の39ページをお願いいたします。まず、上段黒丸の業務の予定量でございますが、給水戸数を5万9193戸、年間総給水量を1236万4090立方メートルと計画いたしております。

以上の業務量から、その下の収益的収支におきましては、水道事業収益を22億829万円としております。主なものは、営業収益では、給水収益19億4005万2千円、営業外収益では、3つ目の黒丸になりますが、長期前受金戻入1億6393万7千円でございます。

次に、水道事業費用は、浄水場の運転管理や維持管理費等の経常経費でございますが、総額を23億607万5千円としております。主なものは、営業費用では、人件費で、職員、再任用、任期付職員及び会計年度職員を合わせました24人分1億6372万2千円、その下の、委託料で5億9326万2千円、そこから4つ下の動力費で1億6842万円、4つ下の減価償却費で9億5087万3千円でございます。

次に、営業外費用では、企業債利息1億3618万8千円が主なものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。資本的収支でございますが、収入の総額を9億7804万6千円としており、主なものといたしましては、改良事業等にかかる財源として、企業債5億5千万円、出資金3億5千万円、2つ下の納付金で4210万7千円等でございます。

資本的支出につきましては、総額を18億3063万6千円としており、主なものといたしましては、災害時における重要給水施設に至る管路更新等、改良事業費で12億4932万円を計上しております。そのほかでは、2つ下になりますが、企業債償還金で4億6734万6千円を計上しております。また、下段の資本的収支不足額の補填の表に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億5259万円につきましては、その右側に示しております当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の補填財源で補填するものとしております。

以上で、「議案第17号 令和2年度 飯塚市水道事業会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

質疑というよりも1点要望なんですけれど、いろいろ本会議で一般質問で、水道事業について質問がございました。それに関連して、平成25年に飯塚市水道ビジョンを作成されて今日に至っておりますけれど、その進捗状況について、きょうということではなくて、次回の委員会でも結構でございますので、たしかあれば10年計画だったと思いますけど、今日まで



の経過、そして今後のビジョンに対しての今後の取り組み、これについて報告いただけないか  
と思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

資本的収支の中で、損失補填、不足額の補填の中で、過年度分損益勘定留保資金というのが  
ありますね。かなり大きなお金が補填されているんですけど、これはどれぐらいあるものです  
か、総額で言いますと。これは貯金ということですかね。

○企業管理課長

現在、当年度分の損益勘定留保資金でございますが、8億3389万7千円となります。

○城丸委員

これの原資というか、どこからこのお金は来ているんでしょうか。ずっと利益を貯金しとっ  
たということなんですかね。

○企業管理課長

今質問委員が言われるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 令和2年度 飯塚市水道事業会  
計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。  
執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第18号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」について補足説明いたしま  
す。

当初予算資料の41ページをお願いいたします。まず、上段黒丸の業務の予定量でございま  
すが、給水事業所数及び年間総給水量は、昨年と同様の6事業所等を計画しております。収益  
的収支につきましては、工業用水道事業収益の総額を5834万7千円としており、主なもの  
は、給水収益562万5千円、その下の他会計補助金3225万2千円でございます。また、  
工業用水道事業費用につきましては、総額を5527万9千円としており、主なものは、人件  
費2人分で1526万5千円、維持管理費や修繕等にかかる本会計の負担分として負担金  
1008万1千円、減価償却費2538万3千円でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入は他会計補助金で1149万9千円でございます。  
支出は改良事業費で4526万2千円でございます。資本的支出にかかります財源につきまし  
ては、下段右側に記載しております補填財源で補填するものとしております。

以上で、「議案第18号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」についての補足説  
明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

この事業は産炭地の後の企業誘致の取り組みとして、昭和45年ごろにこの状況がでてきた

と察知しております。もう今できて50年ぐらいたつんですよね。そして、今これ、会計見たら、他会計から3225万2千円。ということは、この分が赤字だということだと思います。ここずっと毎年、この3千万円ぐらいの赤字がこの事業で出ていると思います。今飯塚市も行財政改革の中でも職員を減らしたり、今般、議員も皆が何とか経費を減らそうと思って、4人削減で、年間1億何千万円かの削減を狙って、議会で4人削減というのを実現しております。そういう中で、確かに事業者は、5つの企業と1団体、6者がありますけど、もうそろそろこの事業の見直しをここを使っておられる企業の方たちと前向きに話し合いをし、この赤字の補填をなるべく早目になくすようにしてほしいと思って、今質問しております。そして、一つ目が、これがこの工業用水道事業について監査からの指摘はなかったのか、これが一つ。そして、今後、この5つの事業者と1つの団体に工業用水の廃止について、前向きに話し合いをしていく気があるのか、そこのところをひとつ答弁お願いします。

○企業管理課長

監査からの意見につきましては受けております。

○平山委員

今後5つの企業と1つの団体とこの工業用水の廃止についての話し合いをする気はあるのか。

○産学振興課長

工業用水道事業につきましては、昭和45年当時、産炭地域小水系用水道事業と申しておりました。このように産炭地域における産業基盤の整備促進に重要な役割を担い、特に多くの給水量を必要とする企業にとりましては、立地上欠かすことのできない社会資本となっております。また仮に、工業用水道事業の廃止となりますと、上水道の切りかえに伴う設備改良や、水道料金の問題等が生じてまいります。一方で今後、老朽管対策に多額の費用を必要とするところも認識いたしております。今後、利用事業者とこのような現状についての認識を共有いたしまして、理解を深めながら、また、企業局との協議調整を図りながら、方向性を検討してまいりたいと考えております。

○平山委員

監査からの指摘もあっておる中で、できるだけ前向きに進めていってほしいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっとついでにすみません。さっきの補填のところですけど、過年度分はわかるんですが、当年度分、損益勘定留保資金というのは、あれでいう繰上充用的なものでしょうか。

○企業管理課長

資産上予算の減価償却費の2538万3千円を非現金化しておるところでございます。

○城丸委員

減価償却であげたところを現金として見て、補填していると。

○企業管理課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第19号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計予算」につきまして、補足説明をいたします。

当初予算資料の42ページをお願いいたします。まず、上段黒丸の業務の予定量でございますが、処理件数を2万4145戸、年間総処理水量を671万2570立方メートルと計画しております。以上の業務量から、その下の、収益的収支におきましては、下水道事業収益の総額を21億2225万8千円としており、主なものは、営業収益では、下水道使用料10億4122万6千円、他会計負担金でございますが2億3353万7千円、また営業外収益では、他会計補助金1億9820万2千円、長期前受金戻入6億3935万8千円を計上しております。また、中段、下水道事業費用につきましては、終末処理場の運転管理や維持管理費等の経常経費でございますが、総額を19億6344万8千円としております。主なものは、営業費用では、人件費で、職員、再任用、会計年度職員等を合わせました15人分9328万9千円、その下の委託料で2億1840万円、4つ下の光熱水費で6722万9千円、4つ下の減価償却費で11億6830万4千円でございます。また、営業外費用では、企業債利息1億9058万6千円等を計上しております。

続きまして、43ページをお願いいたします。資本的収支でございますが、収入の総額を9億7932万6千円としており、主なものとしまして、建設改良事業等にかかる財源として、企業債で4億4070万円、国庫補助金で4億5757万9千円、2つ下の受益者負担金で1810万3千円等でございます。また、資本的支出につきましては、総額を16億8710万5千円としており、主なものとしましては、施設整備費5億8070万円、施設改良費3億9857万4千円でございます。そのほか、企業債償還金で6億621万1千円を計上しております。また、資本的収支不足額の補填の表で記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億777万9千円につきましては、その右側に示しております当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の補填財源で補填するものとしております。

債務負担行為につきましては、水洗便所等改造資金利子補給金につきまして、期間及び限度額を定めるものでございます。

以上で、「議案第19号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第20号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計予算」について補足説明をいたします。  
当初予算資料の44ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、病院事業収益の総額を4億7867万4千円としており、主なものは、一般会計交付金、地方交付税算入相当額（病床分、救急病院分）を受け入れるものでございますが、2億2424万1千円でございます。4つ下のその他負担金、指定管理者負担金でございますが、2676万1千円、その下の長期前受金戻入で1億9242万6千円を計上しております。

次に、中段、病院事業費用でございますが、総額を5億2204万2千円としており、主なものは、指定管理者への交付金2億2424万1千円、減価償却費2億3451万1千円、2つ下になりますが、人件費2人分1164万9千円、支払利息及び企業債利息2974万6千円でございます。

続きまして、下段、資本的収支でございますが、収入の総額を3億9559万5千円としております。今年度、管理棟及びリハビリ棟改修工事を予定しており、その財源として、企業債及び出資金を計上しております。その他としましては、2つ下のその他納付金、指定管理者からの納付分になりますけれども、1億2517万6千円を計上しております。

資本的支出でございますが、総額を3億9609万5千円としており、主なものといたしましては、改修工事にかかる工事監理委託料及び工事請負費、建設改良事業費2億3588万6千円、企業債償還金1億4199万3千円でございます。

また、45ページになりますが、資本的収支不足額の補填の表で記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額50万円につきましては、その右側に示しております過年度損益勘定留保資金で補填するものとしております。

以上で、「議案第20号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 10：53

再 開 11：04

委員会を再開します。

議題に入る前に、先ほどの「議案第17号 令和2年度 飯塚市水道事業会計予算」について、金額の訂正をしたい旨、企業局よりあっておりますのでお願いします。

○企業管理課長

大変失礼いたしました。先ほど城丸委員のほうからご質問のありました過年度分損益勘定留保資金につきまして、8億3389万7千円とご回答申し上げておりましたが、正しくは8億8682万円の誤りでございました。大変失礼いたしました。

○委員長

「議案第24号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長

「議案第24号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。本条例は、本市の特別職の非常勤職員に対し、報酬及び費用弁償を支給するための条例でございますが、農業委員会会長、副会長、農業委員、農地利用最適化推進委員につきまして、農地等の利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、月額報酬とは別に、年額「農地等の利用の最適化の推進のための活動及び成果の実績に応じ、市長が定める額」を追加し、その活動及び成果の実績に応じた報酬を支給するため、条例の一部を改めるものでございます。なお、施行期日は令和2年4月1日からとするものでございます。

14ページに新旧対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「議案第24号」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

これですね、実績に応じてということなんですけど、この実績というのは、例えば転用件数が多いとか、逆に農地を守らないかんわけですね、転用をやめさせたとか、そういうのがあると思うんですけど、だいたいどういうあれで諮るんですか。

○農業委員会事務局長

成果の実績として認められるものでございますけども、担い手への農地の集積、2番目としまして、遊休農地の発生防止、解消と、この2点となっております。今質問委員が言われますように、どのように集積をしたか、どのように農業委員会の委員さんの活動によって集積されたかといいますのは、今後、今現在も活動日誌といったものを提出していただいておりますけども、そのあたりの精査をしっかりとやりまして、この後の集積については、農業委員さんの活動によるものだといったところの把握、調査が大変重要なこととなってきます。

○城丸委員

農地の担い手への集積は、農業委員会で今やっているのは委託契約の分ですよ。ただ、中間管理機構とか、あと営農組合に貸すとかいうのがいろいろあると思うんですけど、その辺はどういうふうにしてつかむというか、どういうふうにつかまれるわけですか。農地管理機構とかいうのはだいたい県がやっているもので、市のほうでそれはつかめるんですかね。それも実績として含まれるということですかね。農業委員さんがそれを進めていったというのをすることですかね。

○農業委員会事務局長

農地中間管理機構を通じたものでも実績というのは含まれます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第24号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第33号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。

議案書の41ページをお願いいたします。今回の改正は、本町駐車場、東町駐車場の廃止、飯塚立体駐車場の供用時間の変更、飯塚立体駐車場及び飯塚文化会館駐車場の上限料金の設定に伴い、関係規定を整備するものでございます。改正点について新旧対照表にてご説明いたします。

議案書の44ページをお願いいたします。現在、指定管理にて行っております駐車場の管理について、指定管理者以外の管理も可能とするために、第3条、第5条、第11条、第13条の改正を行っております。

議案書の45ページをお願いいたします。本町駐車場、東町駐車場の廃止に伴い、別表第1の改正を行っております。別表第2においては、飯塚立体駐車場の供用時間及び出入庫のできる時間をゼロ時から24時までに変更し、飯塚立体駐車場を24時間利用できるようにしております。また、別表第3におきまして、飯塚立体駐車場及び飯塚文化会館駐車場の駐車料金を、新たに上限料金を1日につき1200円以内で規程で定める額を設定し、関連する第8条及び別表第5の改正を行っております。

次に、議案書の46ページをお願いいたします。別表第3の備考において、この表において「1日」とは第5条に規定する供用時間の間における連続する利用をいうと定義しております。飯塚文化会館駐車場については、供用時間の8時から22時までを「1日」とし、飯塚立体駐車場については、24時間利用できますことから、入庫してからの24時間を「1日」としてしております。なお、この条例施行日は、令和3年4月1日からといたしておりますが、令和2年度に飯塚立体駐車場の指定管理者の公募を行うため、本議会に上程しております。以上、簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

前回の委員会でたしか本町駐車場、東町駐車場の利用率が下がっているということで、これは廃止したほうがいいんじゃないかと、まちづくりに貢献するようなことを考えたかどうかということで提案いたしました。今回この廃止がうたわれておるわけです。この廃止された跡地についての利用はどうなっておるのかお尋ねいたします。

○住宅政策課長

廃止を行います東町駐車場につきましては、別の道路事業の事業用の代替地として保有することになります。所管課のほうは今のところ土木建設課となっております。本町駐車場につきましては、こちらのほうは近くに施設がある他の監理課、まちづくり、健幸・スポーツ課ということで協議させていただきまして、今、健幸・スポーツ課のほうで、施設駐車場としての利用形態として利用するというので協議をしております。

○道祖委員

健幸・スポーツ課にいつまでお任せする、今後ずっと健幸・スポーツ課の駐車場として利用させる考えで協議をしておるんですか。

○住宅政策課長

今の本町駐車場、東町駐車場につきましては、来年度の令和2年度いっぱい、指定管理者でありますシルバー人材センターとの管理契約がございますことで、その後の運用のあり方になってくるかと思っております。今現在におきましては、施設駐車場ということで管理を行っていくことで聞いております。

○道祖委員

ということは、令和2年度まではその考え方でいくけれども、その後については、今後のことであるというふうに理解してよろしいということですね。

○住宅政策課長

令和2年度までは、今お話ししましたように、委員が言われますようシルバー人材センターで今のまま時間外駐車場として運用いたします。令和3年度につきましては、今委員が言われたような内容等も含んで関係所管課と協議しておりますので、その辺の協議を今後も調査研究を行いながら、協議を行ってまいりたいと思っております。

○道祖委員

この本町駐車場の敷地はどれぐらいの広さがあるんですか。

○住宅政策課長

4170平方メートルになります。

○道祖委員

約1千坪あるわけですね、1千坪以上あるということになりますね。この本町駐車場そのものは、バスセンターから何メートルぐらいの距離、直線距離で何メートルぐらいのところにありますか。

○住宅政策課長

実質的な数値は把握しておりませんが、約300メートル程度と思っております。

○道祖委員

健幸・スポーツ課に貸し出すということで、今話が進んでおるといことでありますけれども、市のほうで飯塚市立地適正化計画をつくった際に、その中で拠点となるところから、JRの駅、バスセンターいろいろ買い方あるんですけども、直線距離で800メートル範囲の中は集約化を図るといような形になってきておると思うんですよね。なぜこのバスセンターから300メートル以内にあるところをそのまま駐車場にしておくのかがわからないですけど、中心市街地活性化という形で、あの一帯は相当な費用をかけながら、定住人口を増加させると。飯塚市の中心街だと、中心地だということで取り組んできたわけです。そこに駐車場が必要なくなったから、利用率が下がったから物事をちょっと考えなさいよというお話をしたわけですよ、考えるべきだと提案したら、今回は今までの駐車場としては使わないけど、今度は健幸・スポーツ課に貸し出すと。それは無料になるわけでしょ。今まで有料の土地が、有料で貸し出して何がしかの利益が出ていったのが、今度は無料貸し出しだということになると利益は一切生まないということですよ。周りに駐車場がないならいたし方ないですよ。だけど、周りにはいろいろな駐車場、民間の駐車場もありますし、立体駐車場もあるわけですよ。本町のほうにもたしか民間がやっている駐車場があったような気はしますがね、信金さんの近くやら。なぜそれをわざわざ無料の駐車場にするかと。それがよくわからないんですけど、何かそういうことをあなた方がつくった飯塚市立地適正化計画とかそういうものの利用計画について、この廃止に伴って協議はなされたのかどうかお尋ねします。

○住宅政策課長

今のところは、来年度まで契約が残っていますことで、委員が言われますような内容等までは、今のところは協議はまだしていません。

○道祖委員

であるならば、本来ならばすぐにでもそれを考えて、新年度から対応をお願いしたいところではありますけれど、そこまで協議は至ってないというならば、後一年間あるというならば、改めてあの場所が中心市街地の活性化に利用できないか検討し、そして、あそこは場所的に今言ったように300メートルですから、定住人口をふやすためにはいろいろなことが考えられるのではないかと思います。その方向で取り組むべきだと思いますけど、そういうことができますか。やらないといけないと私は思いますけど、どう考えますか。

○住宅政策課長

今委員が言われましたご意見をいただきまして、各所管課、関係所管課は広くなると思いますので、その辺を含んだ中で協議をしながら検討、研究させていただきたいと思っております。

○都市建設部長

ただいま担当課長のほうから答弁がありましたけど、さまざまな課題等もあると思いますが、質問委員が言われますように、定住促進は市の重要施策でもありますので、今後関係課と協議をしながら、今後に向けて検討していきたいというふうに思っております。

○道祖委員

ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第33号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第34号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の47ページをお願いいたします。飯塚市農業施設条例に定める施設のうち、潤野下区農機具保管庫を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

潤野下区農機具保管庫につきましては、昭和51年及び53年に建築されました木造建てと鉄筋コンクリート建ての倉庫でございますが、建築後40年が経過しており施設の老朽化が進んでいることから、地元自治会より周辺住宅への影響や安全面等に関する連絡を受けておりました。そのため施設を管理しております地元農区長や農業者に対しまして、施設の利用状況や必要性について確認をいたしましたところ、現在では施設の利用者もなくなり、また、今後についても施設を利用される予定がないことなどから、地元農業関係者との施設廃止の協議が整いましたことから、当該施設を廃止するため本案を提出するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長



「議案第35号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の49ページをお願いいたします。卸売市場法の改正及び福岡県卸売市場条例の廃止に伴い、飯塚市地方卸売市場の業務に関し必要な措置を行うため、本案を提出するものでございます。

卸売市場法につきましては、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取り組みを促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適性化を図るとして、平成30年6月22日に卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行されます。

あわせて、この法改正により、地方卸売市場に対する都道府県知事の許可制度が廃止されることに伴いまして、福岡県では令和元年12月県議会において、福岡県卸売市場条例の廃止が議決されております。

飯塚市においても飯塚市地方卸売市場条例における関係規定整備の必要性から、令和元年12月に市場関係者や、有識者などから構成しております飯塚市地方卸売市場運営審議会に対しまして法改正に伴う飯塚市地方卸売市場条例改正（案）について意見を求めましたところ、問題なしとの回答を受けております。

主な改正点といたしましては、卸売市場法の改正に伴うものとしまして、開設者の取引参加者に対する不当な差別的取り扱いを禁止する開設者の責務の規定を新設するほか、卸売業者による売買取引等に関する公表、開設者による卸売予定数量等の公表の規定を新設いたしております。

また、福岡県卸売市場条例の廃止に伴うものとしまして、これまで県が行っていた卸売業者への許可などを、新たに市が行えるように基準や手続き規定である「卸売業務の許可」、「卸売業務の許可の取消し」、「卸売業務の名称変更等の届出」を新設いたしております。

その他といたしまして、卸売市場法の改正に伴い市場関係者の意見を踏まえ市場ごとに規定可能になった事項について、現行の条例を改正及び廃止いたしております。

施行日につきましては、令和2年6月21日からとするものでございます。

なお、資料といたしまして、議案書の58ページから76ページにかけて新旧対照表を添付しておりますので、ご参照方お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第35号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第35号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 権利の放棄（山倉外）」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○商工観光課長

「議案第41号 権利の放棄（山倉外）」について補足説明を申し上げます。

議案書の98ページをお願いいたします。今回、放棄する権利としましては、議案書

99ページの「放棄する権利の明細表」及び100ページの「位置図」にお示ししておりますとおり、飯塚市山倉、綱分、田川市大字弓削田に設定しております鉱業権、石灰石採掘権でございます。

鉱業権の詳細につきまして、説明させていただきます。今回、上程しております鉱業権は2鉱区でございます。1つ目は、福岡県採掘権登録第2472号、面積は10万9400平方メートル、2つ目は福岡県採掘権登録第2473号、面積は3万7300平方メートル、ともに昭和38年4月11日に旧庄内町において権利を取得したものでございます。

この鉱業権においては、旧庄内町が石炭産業にかわる新たな産業施策として、石灰石を採掘するため取得し、その後は、事業に着手することなく、鉱業法第62条第2項の規定による事業着手の延期認可を受けてきておりましたが、平成24年1月21日に施行された鉱業法の一部改正により、事業着手の延期認可の要件が厳格となり、実態として事業が行われていない鉱区については、やむを得ない場合を除き、事業着手延期認可を受けることが困難となったため、本市としましては、地元住民との合意が得られる事業者があらわれれば本鉱業権について移転を認めざるを得ないことを延期理由として令和2年8月31日までの延期認可を受けておりました。

その中で、令和元年5月に事業者から鉱業権及び市有地の払い下げの要望があり、審査の結果、この事業者を優先譲渡先事業者として決定し、地元住民に対しては、条件交渉等を行いながらある一定の理解を得られたと判断したため、令和元年第4回飯塚市議会定例会に「財産の処分」に係る議案を提出いたしました。しかしながら、継続審査を踏まえ、令和元年第5回定例会において採決の結果、否決となりました。

このことを受け、今後、事業着手の延期認可が極めて困難であること及び市としても採掘事業に着手する見込みがないことから、当該鉱業権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、本案を提出するものです。

以上、簡単ですが、「議案第41号」の補足説明を終わります。

次に令和2年3月5日、本会議の議案質疑時において、経済建設委員会での審査要望がありました点が5点ございました。その件につきましてご説明いたします。

まず、放棄理由の一つに挙げている、関の山鉱山株式会社以上の優良企業は、現在も今後もないということの確証は、なぜそういえるのかという点でございます。

このことにつきましては、令和元年5月に申請のあった経理的基礎、技術的能力、社会的信用の主要要件を満たすことや、採掘事業の操業以降の実績及び安全管理においても国から優良であるとの表彰も受けていること。また何より、市所有鉱区に隣接した田川市側での操業を実施中であり、仮に他の事業者がこの鉱業権を取得した場合に、操業が極めて困難であることが明らかであるため、今後も事業者があらわれないと判断しております。

次に、今回の放棄議案に交渉実績のない、福岡県採掘権登録第2472号（甲区）が含まれているのはなぜかという点でございます。

このことにつきましては、これまで2鉱区とも同じ延期理由により事業着所を延期しており、今後、本市において、2鉱区ともに事業着手の見込みがないこととあわせ、請願は、「飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）に関する請願」とあり、2鉱区双方に関して提出されたものと理解しており、同地区の鉱業権及び土地の譲渡反対」について、飯塚市議会を含む意思として、今後、地元住民の合意を得られる見込みがないことを理由とし、現在、国から許可を得ている事業着手の延長申請理由を満たさないため、2鉱区とも放棄するものです。

次に、国に対する放棄による鉱業権の消滅登録申請を行う際、なぜ権利を放棄するのかの理由等を意見書として添付を行うかという点でございます。

このことにつきましては、放棄による鉱業権の消滅登録申請書には、①鉱区所在地、②登録番号、③登録の目的の3項目についての記載項目があり、そのうち登録の目的には、「放棄に

よる採掘権消滅の登録」と記載することで要件を満たすことから、特別に意見等を付記することは考えていないものであります。

次に、放棄した鉱区について、他の民間事業者が新たな鉱業権の取得申請を行えないよう、取り組んでほしいという要望については、鉱業法第15条、鉱区に関する制限に係る鉱区禁止区域への、県知事等への働きかけについての要望と解釈しており、昭和38年に旧庄内町が鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として取得した鉱業権について、現在まで、資金難のため、採算が取れないため、地元合意のできる適切な事業者があらわれるまでなどの理由により、国から事業着手の延期認可を受けてきたものであり、国との約束が果たせず権利を放棄するからとあって、その鉱区を制限する要望を行うということは、これまで継続した行政の意思と相反することと判断し、県知事等に対する市からの要望は、現在のところ行えないものと考えております。

最後に、地上からではなく、地下から採掘が行われ、振動や騒音、水への影響もないような工法により、地域の方々に迷惑をかけず合意が得られる事業者があらわれるまで、事業着手の延期申請は行えないかということについては、要望のあった工法については、九州経済産業局や経済産業省資源エネルギー庁の意見によると、技術的には可能であっても、採算ベースに見合わない工法は採掘許可が認定されない可能性が高いとの意見をいただいております。現実的には極めて困難な工法であり、それを理由として延期申請はできないものと判断しております。

以上、経済建設委員会での審査要望の件についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

いろいろ議案質疑がありましたので、私からは一つだけちょっと確認したいと思います。この議案がもし否決になったとしても、8月には期限切れが来るということですよ。そのときに、今までの延期の理由とか、前回の否決、それは業者が悪いとかいうことではなく、環境破壊とかいうふうな大きな理由であったと思いますけど、そのときに非常に延期を再度申請するというのは、先ほどもちょっと答弁の中にありましたけど、非常に難しいのではないかと、私自身考えております。それで、その辺の流れとか、国との対応とか、それはどうなりますでしょうか。

○商工観光課長

今回の提出議案の採決結果により手続の流れが変わってきますが、まず可決された場合からの説明からさせていただきたいと思います。

先日、議案質疑の中で答弁しましたとおり、放棄による鉱業権の消滅登録申請書を九州経済産業局に提出することとあります。この申請は鉱業権者の意思により提出されるもので、提出された場合、鉱業原簿に消滅の登録がなされ、その登録について九州経済産業局から市に通知され、鉱業権の放棄に係る事務処理は完結することとなります。また、事務処理期間につきましては、九州経済産業局に確認しますと、内部決裁のみとなりますことから、2、3週間程度で完了するのではないかとということです。

次に、否決された場合は、放棄の申請ができず、あわせて事業着手の延期申請もさきの答弁のとおりできないものと考えておりますので、本市としての今後の事務処理はなく、認可されております延期期限である本年8月31日をもって、期限が切れることとなります。その後の流れとしましては、鉱業法第55条第5項の規定により、第62条第2項の延期認可の手続を踏まえない場合は、鉱業権の取り消し処分ということになりますので、まず、九州経済産業局から鉱業法第56条の規定により、聴聞されることとなります。九州経済産業局に確認しましたところ、聴聞会は単に延期申請をしなかった場合と、申請をしたいが延期理由等の内容が整わず、延期申請ができない場合のどちらも行われ、時期は明確に定まっていないとのこと

が、年2回開催され、最終的に九州経済産業局長が鉱業権取り消しの処分を行うこととなり、この処分は早くても年末とのことです。また、年末に処分がなされた場合でも、その後不服申請ができるため、最長で2年かかることとなり、さらに不服申請後は裁判になることもあるため、さらに延びる可能性があるとのことです。本市としましては、議案可決後、速やかに鉱業権を放棄したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 権利の放棄(山倉外)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第45号 市道路線の廃止」について、補足説明させていただきます。

議案書113ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は、3路線、延長1154.6メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は公営住宅愛宕団地建かえにより路線廃止を行うものです。路線箇所は114ページに記載しております。

一連番号2番及び3番の路線は都市計画道路鯉田中線道路改良工事完了により路線廃止を行うものです。路線箇所は115ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第46号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書116ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、14路線、延長2300.7メートルでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番から5番の路線は開発帰属により路線認定

を行うものです。路線箇所は117ページ及び118ページに記載しております。

一連番号6番から11番の路線は都市計画道路鯉田中線道路改良工事完了により路線認定を行うものです。路線箇所は119ページに記載しております。

一連番号12番から14番の路線は寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は120ページ、121ページ、122ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約について」報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約について」ご報告いたします。

資料をお願いいたします。受託者は、日本トーター株式会社でございます。契約の期間につきましては、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間としております。平成27年度からの現在の委託期間は、5年としておりましたが、現在の5年間の業務実績を踏まえまして、長く安定した運営をすべきと考え、10年という期間に設定にさせていただいております。

発注者への収益保障につきましては、資料に記載しておりますとおり2項目の合計額でございまして、第1号が返還金を控除した勝車投票券発売収入の100分の1.2に相当する金額、第2号が150億円を超えた勝車投票券発売収入の100分の7に相当する金額でございます。

現在の収益保障は、返還金を除く勝車投票券発売収入の100分の1.5及び定額分として2億円となっております。

定額分につきましては、包括的民間委託前の平成26年度末現在のJKA交付金猶予分の残額が7億6779万円ございましたので、この猶予分の支払いに充てておりました。

今回につきましては、150億円を超える売上においてインセンティブを確保するところで、設定したものでございます。

契約の方法につきましては、随意契約にて契約しております。

続きまして、「飯塚オートレース場売上及び収支見込」の資料をお願いいたします。この表は、令和2年度から令和11年度までの売上と収支を見込んだものでございます。

令和2年度につきましては、返還金を控除した勝車投票券発売収入の予算は162億2748万円でございますので、第1号の売上の1.2%分が1億9473万円、第2号の150億円を超えた額の7%分が8592万3千円でございます。令和2年度予算における収益保障額は、2億8065万3千円となります。

令和3年度の売上につきましては、ミッドナイトレースの増加を見込みまして、開催日数を145日と設定しまして、収益保障を3億6122万円と見込んでおります。

令和4年度の売上につきましては、開催日数を149日と設定しまして、以降、149日の開催日数としております。

売上につきましては、令和6年度までは増加を見込んでおりますが、6年目以降の令和7年度からは据え置きとしております。

収益保障につきましては、令和4年度が3億7991万6千円、令和5年度が3億9795万6千円、令和6年度以降は4億1206万円としております。

この収益保障額を職員人件費、各種借上料、施設維持管理費、累積赤字及びスタンド整備の経費に充当してまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大を考慮した当面のオートレース開催について」報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「新型コロナウイルス感染拡大を考慮した当面のオートレース開催について」ご報告いたします。

オートレース業界では、新型コロナウイルスの感染対策としまして、令和2年2月21日付で、関係団体で構成します「オートレース新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しております。

資料をお願いいたします。去る2月26日に開催されました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、首相が今後2週間程度はイベントの中止や延期、規模縮小を政府として要請するという方針を表明され、同日、資料のとおり、経済産業省製造局車両室長からオートレース施行者で組織します全国小型自動車競走施行者協議会長宛てに「新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大の防止について」の協力要請がなされました。

同様の要請文は、JKA、小型自動車競走会、オートレース選手会にも送られております。

資料2ページをお願いいたします。同要請を受けまして、オートレース新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和2年2月27日から3月11日までの間、本場の開催及び車券の発売につきましては、感染拡大防止の趣旨を踏まえ、本場での車券発売は実施せず、無観客での開催とすることといたしました。

本場以外の車券発売につきましては、場間場外及び専用場外における発売は、当該期間は実施しないこととし、インターネット投票、電話投票については通常どおり実施することといたしております。

今後につきましては、事態の推移を踏まえ、検討し、決定してまいります。

以上、簡単ではございますが、報告をおわります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

1点だけ、国では働く人たちに対して補償するというふうには言っておりますけど、オートレースの場合、こういう状態になったときに、従業員に対する補償、こういうふうになったら多くの従業員が休まなくちゃいけないというふうになってくると思うんで、休業補償とかそういうことがあるんでしょうか。また、それについてはどういうふうにご考えておられるのかお尋ねいたし

ます。

○公営競技事業所副所長

政府が検討されております休業補償については、この業界に対してどうなるかというのはいわかりかねるところではございますが、現在飯塚オートの従業員につきましては、契約社員として雇用されております。従業員の皆さんにつきましては、最低勤務日数というのがございますので、従業員の業務を調整して勤務していただくというふうにしております。

○道祖委員

一番心配しているのは、このまま期間が長くなって、結果として勤務時間が全くなくなるといふようになって、収入がなくなるといふことを心配するわけですけど、その点については、そういう場合が生じたときは考慮するということによろしいのでしょうか。

○公営競技事業所副所長

委員ご指摘のとおり、どれくらいの長期化っていうのは正直わからないところではありますけれども、現在、飯塚オートの従業員につきましては、雇用日数は確保するというところで伺っております。

○道祖委員

だからそれはわかりましたから、今後これが長引いたときにはそういうわけにいかんでしょう。だからそのときはそれなりの対応をしていただけるんですか、していく考えがあまりありませんか、ということの。

○公営競技事業所副所長

長期化した場合につきましては、日本トーターのほうともまた協議を行いまして、再度検討させていただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「企業誘致の取組状況について」報告を求めます。

○産学振興課長

企業誘致の取組状況につきましては、昨年8月7日開会の本委員会におきまして、市が所有する原野等及び民有地につきましても企業誘致用地として活用させていただくことをご報告し、12月から企業立地用適地バンクの運用を開始したところでございます。このような中、現在、企業誘致に取り組んでおります5件につきましてご報告いたします。

立地場所につきましては、目尾工業団地第二区画及び小藤工業団地の工業団地に加え、目尾地区、佐興地区、平恒地区の市有地となります。進出内容は市外企業の本社移転が2件、市内企業の移設、工場の老朽化や事業拡大に伴うものが3件となります。

小藤工業団地への企業誘致ほか1件は、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく財産の処分案件となりますので、不動産売買仮契約書の締結直後の市議会におきまして、ご審議をお願いし、ほかの3件につきましては改めまして、本委員会におきましてご報告させていただきたく、引き続き、よろしくお願いたします。なお、企業名や譲渡価格につきましては、協議調整中の案件でございますのでご説明は控えさせていただきます。ご理解のほど、重ねてよろしくお願いたします。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和元年度グローバル人材育成研修事業の延期及びサニーベール市中高生の来飯の

中止について」報告を求めます。

○国際政策課長

「令和元年度グローバル人材育成研修事業の延期及びサニーベール市中高生の来飯の中止について」ご報告をさせていただきます。

本市におきましては、平成28年よりアメリカ、サニーベール市と姉妹都市協定を締結し、毎年相互に中高生が訪問し、ホームステイや学校訪問などを通して国際交流を行っており、本年度につきましては、派遣期間といたしまして、令和2年3月24日から3月31日までの8日間、研修生は市内在住の中学生19名及び高校1年生1名の合計20名での派遣を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、国内の新型コロナウイルス感染症対策の状況を注視し、受け入れ側であるサニーベール市、サニーベール姉妹都市協会とも協議を重ねた結果、事業の延期を決定いたしました。

なお、延期の時期につきましては未定ですが、現在の研修生を対象といたしまして、改めて実施時期等を検討することといたしております。

続きまして、本年6月に予定しておりましたサニーベール市中高生の本市への来訪ですが、こちらにつきましても、サニーベール姉妹都市協会側において、同様の理由により、派遣の中止が決定されたことをご報告させていただきます。

以上、「令和元年度グローバル人材育成研修事業の延期及びサニーベール市中高生の来飯の中止について」の説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」ご報告いたします。

資料をお願いいたします。昨年11月22日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告をさせていただいております「下三緒排水ポンプ場新設(その2)工事」につきまして、原契約金額5555万9900円から179万4100円を増額しまして、変更契約金額5735万4千円としたものでございます。

変更契約の概要としましては、実施に当たり機場敷地及び側溝敷設箇所にコンクリート構造物の埋設があり撤去、処分費の増工、湧水処理のための水替工の増工、その他現地精査による数量の変更を行ったものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』案について」報告を求めます。

○総合政策課長

「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』案について」報告をいたします。

昨年11月に各常任委員会において素案の報告をさせていただきました本総合戦略につきましては、それ以降、市民意見募集、有識者会議、内部組織である専門部会、本部会を経て最終案を作成いたしました。

初めに、資料1をごらんいただきたいと思います。本資料は市民意見募集の結果でございます。いただきましたご意見については1件であり「しごとづくり」についての記載がわかりに



くいとのことでしたので、有識者会議、専門部会での検討を経て資料記載のとおり対応いたしております。

次に、資料2をごらんください。本資料は有識者会議、ワークショップにおける主要意見をまとめたものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、有識者会議におきましては、本計画の推進に向け、目的に特化した施策、事業を検討することや、指標のあり方、SDGsとの関連づけなどの意見をもとに闊達な論議をいただいております。大学生や若手職員からなるワークショップにおきましても多くの意見やアイデアをいただき専門部会を通じて対応をしているところでございます。

次に、資料3をごらんください。本資料は昨年12月19日に示されました、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（案）及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。内容の説明は省略させていただきます。

次に、資料4をお願いいたします。本資料が第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。前回報告いたしました素案から考え方、方針等について大きく変更した点はありませんので詳細の説明は割愛させていただきます、資料に沿って素案からの変更点について説明いたします。

3ページをお願いいたします。人口ビジョン編につきましては、素案から追加のあった事項として記載しております点が追加となっております。いずれも素案でお示したデータを補完するものとして第1次戦略と同様に掲載しているものでございます。数値等については素案からの変更はございません。

本資料におきましては、以降のページにおいて追加項目は黄色に、変更、追加等を行った文言は赤色に色付けして変化がわかるように示しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

39ページをお願いいたします。総合戦略編につきましても、素案から追加、変更等のあった事項として記載しております点が追加、変更となっております。

1点目は、1章に「はじめに」を項目追加いたしまして、策定の背景と目的、計画の位置づけと期間、人口ビジョンの位置づけについて説明しております。

2点目は、各KPI（目標達成指標）に特に関連のあるSDGsのゴールターゲットを併記することを追加しております。

3点目は、市民意見や有識者会議等の意見を受け、記載の変更や追加を行っております。

4点目は、具体的事業、検討する事業等の追加を行っております。

5点目としまして、「資料」といたしまして56ページ以降のページを追加いたしております。

詳細につきましては以降のページに追加、変更の説明コメントを入れ、朱書きをいたしております。なお、本案が成立した際には、こちらのコメント、あるいは朱書きについては、通常の表記と改めます。

最後に、資料5につきましては、総合戦略におけるKPIとSDGsの関係について参考資料を抜粋して一覧表にまとめております。説明については省略いたします。

以上、簡単ですが「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』案について」説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

まち・ひと・しごと創生総合戦略ですから、ただ、いつも思うんですけど、総合計画をつかって、どこまで実施しているのかっていうのはよくわからないときがあるんですね。先ほども駐車場の件で質問をいたしましたけど、飯塚市の総合計画があって、そしてこの計画があって、飯塚市立地適正化計画はたしか第2次の総合計画を補完するような計画だったというふう

にあったんですね。総合計画が一番上位計画だということを私は認識しております、これもこの計画をつくるのはそれをまた、その下にあるというか補完する計画だというふうに理解しておりますけど、ただ、計画はつくっても、前々から言っているんですけど一貫性がないような気がしてですね。一つの計画をつくって、例えばもうしつこく言いますけど、中心市街地の活性化です。金かけてやりました。確かにやりましたけど、じゃあそこが中心市街地の活性化にどれぐらいになっているかということです。それを検証したときに、あれもしなくちゃいけないこれもしなくちゃいけない。ところが中心市街地の中に市が持っている市有地がどれぐらいあるのか、その利用についてはどうするのかとかいう具体的な計画は何も示されない。いつも一般質問で言うておるんですけど、市が持っている市有地の小中学校の土地の廃校跡地の開発とか、いろいろな合併に伴った施設の統廃合による用地の活用、それがどうも思うようにいってないような気がして、おくれてきているような感じがするわけですね。やらないといけないことはわかっているんです。わかっているけど、じゃあそれをどうやって具体的にやっているのか、誰が責任を持ってやっているのか、それがよく見えてこないんですね。今度駐車場の件で言いましたけど、まず中心市街地を活性化する、そして費用かけてやったけれど、それからどうやって広がっていくのか、どうやって広げていくのかとかいうことが示されてきてない。一つ終わってしまったと、これでいいんだと満足しているような感じがするんですね。だから改めてお願いですけど、この計画が必要だからつくっておるんで、それは是としますけれど、ただ、具体的な展開についてはもう少し深掘りしたほうがよろしいんじゃないかというふうに思っております。これは担当課だけじゃないんですね、担当部局だけじゃなく、全市挙げてちゃんとそういう取り組みをやっていかないと。やっぱり、人口減少の社会では、その対応がおくれてくるんじゃないかと思っております。一般質問等で人口が減ったらどうなるんだというようなことをちゃんと答弁されておりましたので、それはわかっているならどうするかということをもっと具体的に取組んでいただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。